

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県バイオクラスター  
形成促進事業費補助金（バイオ・ヘルスケア研究開発支援分）交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、物価高騰等により厳しい経営状況にある県内企業の収益力向上や賃上げ環境の整備に向けた取組みを支援するため、県内企業がライフサイエンス分野（バイオ、ヘルスケア）の研究シーズや医療現場ニーズを活用し、医薬分野や健康分野等の製品を開発する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる企業（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 県内に補助事業を遂行できる事業所を有すること。
- (2) 山形県競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 本店、支店及び事業所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が慶應義塾大学先端生命科学研究所や山形大学医学部等の研究シーズや医療機関のニーズ等によりバイオ・ヘルスケア製品（医薬品や医療機器、福祉機器、健康食品、介護予防関連製品等）の開発を行うものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付決定の日から令和9年2月28日までの間における次に掲げる経費とし、補助金の額は補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は2,000,000円とのいずれか低い額とする。

- (1) 外部専門家等謝金
- (2) 外部専門家等旅費
- (3) 原材料・消耗品費
- (4) 委託・外注費

- (5) 特許等取得費
- (6) 共同研究・委託研究費
- (7) 使用料
- (8) 通信運搬費
- (9) その他事業に要する経費として知事が必要と認める経費

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 直近2会計年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書の写し（当該書類がない場合にあつては、直近1会計年度の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 定款の写し
- (4) 会社案内等事業概要が確認できるパンフレット

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の交付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
  - (2) 補助対象経費の合計額の10分の2を超える減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和8年9月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第5号）を添付して翌月20日までに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月7日のいずれか早い日とし、添

付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第5号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（帳簿の備付等）

第11条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年3月6日から施行する。